

熊本市中小企業振興基本条例の概要

1 条例案作成までの経緯

本市経済の今後ますますの発展や熊本県全体の経済の発展のためには、本市における事業所の大半を占める中小企業の振興を図ることが重要である。

このことから、本市が市政の重要な柱として「中小企業の振興」に取り組むことを明らかにするため、平成24年3月に地方自治法の規定による「協議等の場」として、超党派による「政策条例検討会」を設置し、委員間での長時間に渡る議論、商工団体等の関係機関との協議等を重ね、今回、検討会案として、この条例案を取りまとめた。

2 条例の目的

本条例は、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業者の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的としている。

3 条例の主な内容

前文

本市における中小企業の重要性と本条例の必要性について規定している。

第1条【目的】

本条例の目的について規定している。

第2条【定義】

本条例中における「中小企業者」、「中小企業団体」及び「大企業者」の用語の定義について規定している。

第3条【基本理念】

中小企業の振興を図るうえで関わる全てのものが共有する基本となる理念について規定している。

第4条【市の責務】

中小企業の振興における本市の責務について規定している。

第5条【中小企業者等の努力等】

中小企業者等が自ら果たすべき自主的な努力等について規定している。

第6条【大企業者の役割】

中小企業の振興における大企業者の役割について規定している。

第7条【市民の理解と協力】

中小企業の振興における市民の理解と協力について規定している。

第8条【施策の基本方針】

市が、中小企業の振興に関する施策を実施していくに当たり、基本として行う事項について規定している。

第9条【財政上の措置】

市は、中小企業の振興に関する具体的な事業の実施に不可欠となる財政上の措置を講ずることに努めるよう規定している。

第10条【中小企業活性化会議】

中小企業の振興に関する施策その他の事項を審議するため、市長の附属機関として、「熊本市中小企業活性化会議」を置くことについて規定している。

第11条【議会への報告】

市長は、毎年、議会に施策の実施状況等を報告しなければならないことを規定している。

4 当条例の特徴

- ①超党派による検討会を立ち上げ、当初から商工団体等の関係機関と一緒に条文を作成してきた。
- ②中小企業の振興に必要となる予算付けについて、市は努力するよう規定している。
- ③市長の附属機関として「熊本市中小企業活性化会議」を設置し、中小企業の振興に関する施策等について審議することとしている。
- ④中小企業の振興に関する施策の実施状況等について、議会に対し、毎年、報告を行うよう市長に義務付けている。

5 関連データ

(1) 本市における議員提案による政策条例について

	定 例 会	条 例 名	結 果
1	平成19年第1回	熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例	可 決
2	平成21年第3回	熊本市議会「がまだす」条例	否 決
3	平成22年第3回	熊本市不当な勧誘行為等の防止に関する条例	撤 回